

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月14日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第1号

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市税条例施行規則（平成12年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第36号様式中「呈示」を「提示」に、「第97条の2第2項」を「第97条の2第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市告示第 1 号

平成 19 年 8 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日の期間において、近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、JR 志都美駅、JR 香芝駅及び JR 五位堂駅周辺の自転車等放置禁止区域内より撤去した自転車及び原動機付自転車については、香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 10 条第 3 項による保管期限が経過しておりますので、次のとおり当該自転車等を処分します。

平成 21 年 1 月 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- | | |
|-----------------|---|
| 1 処分対象自転車等の保管場所 | 香芝市自転車等保管所 |
| 2 処分年月日 | 平成 21 年 2 月 1 日 |
| 3 連絡先 | 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0745 - 76 - 2001)
香芝市自転車等保管所
(TEL 0745 - 79 - 5550) |

香芝市告示第 2 号

平成 19 年 6 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日の期間において、下記自転車駐車場に利用の許可の期間を超え、又は利用の許可を受けないで 6 月を超えて置いてある自転車等については、香芝市自転車駐車場条例第 16 条の規定に基づき、次のとおり処分します。

平成 21 年 1 月 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- | | |
|--------------|--|
| 1 処分対象自転車駐車場 | 近鉄五位堂駅北自転車駐車場
J R 香芝駅自転車駐車場
近鉄下田駅地下自転車駐車場
近鉄関屋駅自転車駐車場 |
| 2 処分年月日 | 平成 21 年 2 月 1 日 |
| 3 連絡先 | 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0745 - 76 - 2001) |

香芝市告示第3号

平成19年8月1日から平成20年1月31日の期間において、近鉄二上山駅自転車駐車場内に放置されていた自転車及び原動機付自転車について、香芝市自転車駐車場条例第16条の規定に準じ、次のとおり処分します。

平成21年1月5日

香芝市長 梅田善久

- 1 処分対象自転車等の保管場所 香芝市自転車等保管所

- 2 処分年月日 平成21年2月1日

- 3 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0745 - 76 - 2001)
香芝市自転車等保管所
(TEL 0745 - 79 - 5550)

香芝市告示第 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 1 月 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 21 年 1 月 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 60 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

香芝市告示第5号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成21年1月8日

香芝市長 梅田善久

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
4. 連絡先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0745 - 76 - 2001（内線204）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-1	三貴ホーム	はり札	3	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-2	賃貸の店	はり札	2	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-3	近畿住宅販売	はり札	1	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-4	有本 ふすま	はり札	2	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-5	吉川まさしげ	はり札	1	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-6	日本共産党	はり札	1	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-7	昇陽ハウジング	はり札	1	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-8	賃貸倶楽部	立看板	1	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫
21-9	東武建設	広告旗	6	上中、今泉	H20.12.26	H20.12.26	下田倉庫

香芝市告示第 6 号

平成 20 年度後期高齢者医療保険料督促状（第 5 期分）を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成 21 年 1 月 13 日

香芝市長 梅田 善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第7号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、JR五位堂駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年1月14日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年1月14日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、JR五位堂駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
- 6 引取時間 午前9時から午後5時
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第 8 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 1 月 1 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-10	ウォーターゲート	はり札	8	旭ヶ丘、上中、下田	H21.1.13	H21.1.13	下田倉庫
21-11	豊富住建	立看板	3	旭ヶ丘	H21.1.13	H21.1.13	下田倉庫
21-12	丸商ハウジング	はり札	3	旭ヶ丘	H21.1.13	H21.1.13	下田倉庫
21-13	丸商ハウジング	広告旗	2	旭ヶ丘	H21.1.13	H21.1.13	下田倉庫
21-14	有本表具店	はり札	2	旭ヶ丘	H21.1.13	H21.1.13	下田倉庫
21-15	有本表具店	立看板	1	旭ヶ丘	H21.1.13	H21.1.13	下田倉庫

香芝市告示第 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 1 月 16 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 21 年 1 月 16 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 60 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

香芝市告示第10号

平成20年度国民健康保険料第3期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平21年1月16日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 1 月 2 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 2 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 1 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-16	東武建設	はり札	1	関屋北2丁目	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-17	日本共産党	はり札	2	関屋北2丁目	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-18	大黒ハウス	はり札	7	関屋	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-19	賃貸情報	はり札	2	関屋	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-20	ファミティホーム	はり札	5	田尻	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-21	豊富住建	立看板	6	穴虫	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-22	ファミティホーム	立看板	1	田尻	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-23	ファミティホーム	広告旗	1	田尻	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫
21-24	ベストエステート	広告旗	1	田尻	H21.1.19	H21.1.19	下田倉庫

香芝市告示第 1 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 1 月 2 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 1 月 2 2 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は平成21年1月27日から2週間、香芝市都市整備部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

平成21年1月26日

香芝市長 梅田善久

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日
平成21年2月10日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域
香芝市下田東5丁目地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置
(1) 下田東地区

枝線

管路番号	起 点	終 点
	香芝市下田東5丁目633-34	香芝市下田東5丁目633-41
3183	香芝市下田東5丁目633-41	香芝市下田東5丁目606-2
3184	香芝市下田東5丁目587-3	香芝市下田東5丁目539-7

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地
奈良県第二浄化センター

香芝市告示第 15 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 1 月 26 日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成 21 年 1 月 26 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より 60 日間
- 6 引取時間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

香芝市告示第 16 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 1 月 30 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 21 年 1 月 30 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 60 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

香芝市農業委員会会議規則告示第2号

平成21年1月29日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第2回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年2月5日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

香芝市自転車駐車場の指定管理者の指定について

香芝市自転車駐車場の指定管理者の指定について、次のとおり指定したので、香芝市自転車駐車場条例（平成 17 年条例第 23 号）第 6 条の規定により公告する。

平成 21 年 1 月 5 日

香芝市長 梅田 善久

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
 - (1) 香芝市瓦口 2 1 2 7 番地
近鉄五位堂駅北自転車駐車場
 - (2) 香芝市下田西一丁目 1 番 3 号
J R 香芝駅自転車駐車場
 - (3) 香芝市下田西四丁目 1 8 6 番地の 1
近鉄下田駅地下自転車駐車場
 - (4) 香芝市関屋 1 5 8 1 番地の 1
近鉄関屋駅自転車駐車場
- 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
香芝市下田西二丁目 1 番 2 2 号
社団法人香芝市シルバー人材センター
理事長 奥村 善弘
- 3 指定の期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 3 1 日まで

香 芝 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月 7日

香芝市長 梅田善久

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

香芝市狐井の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

平成21年 1月13日から平成21年 1月27日

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市整備部都市計画課に平成21年 1月27日までに必着するよう提出すること。

平成21年 1月28日

香芝市教育委員会公告第1号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第1回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成21年1月30日(金)
午後2時00分より |
| 2. 場 | 所 | 香芝市中央公民館 2階会議室 |
| 3. 案 | 件 | (1) 香芝市高山台グラウンドの取得について
(2) 香芝市高山台グラウンド設置条例を制定することについて
(3) 平成20年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について
(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る学
識経験者の選任について
(5) 香芝市教育委員会の事務事業の点検評価等について
(6) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について
(7) その他 |